

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第3回合併協議会

会議録

日時 平成16年6月10日(木)午後2時~

場所 伊予市市民会館 4階 会議室

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第3回協議会次第

日時：平成16年6月10日(木) 14:00～

場所：伊予市市民会館 4階 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 報告

報告第10号 新市の名称の公募について

報告第11号 平成16年度歳入歳出予算の予備費充用について

(2) 協議

協議第8号 議員定数及び任期の取扱いについて〔継続協議〕

協議第13号 農業委員定数及び任期の取扱いについて

協議第14号 各種事務事業(姉妹都市・国際交流関係)の取扱いについて

協議第15号 各種事務事業(広報広聴関係)の取扱いについて

協議第16号 各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて

(3) その他

第4回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

4 閉会

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

	氏 名	役職名等	出欠
伊予市	中 村 佑	市長	出席
	小 林 茂	助役	出席
	重 松 囿 右	議長	出席
	日 野 正 則	議員	出席
	岡 田 清 満	学識経験者	出席
	西 岡 義 雄	学識経験者	出席
	安 田 一 江	学識経験者	出席
	中山町	市 田 勝 久	町長
窪 中 修 一		助役	出席
井 上 正 昭		議長	出席
田 中 弘		議員	出席
亀 井 慎 滋		学識経験者	出席
高 橋 敏		学識経験者	出席
上 岡 幸 子		学識経験者	出席
双海町		上 田 稔	町長
	藤 田 稔	助役	出席
	大 石 寿 淑	議長	出席
	岡 田 博 助	議員	出席
	中 嶋 都 貞	学識経験者	出席
	矢 野 鎮 男	学識経験者	出席
	富 岡 喜久子	学識経験者	出席
	顧 問	泉 圭 一	愛媛県議会議員
松 岡 誼 知		松山地方局長	出席

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>定刻になりましたので、ただいまから伊予市・中山町・双海町合併協議会の第3回会議を開会いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>開会に当たりまして、中村会長からごあいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>梅雨入りをしておりまして、田植えも終わった田んぼが多く見られ、中山町や双海町におかれましては、蛭も乱舞しておるとお聞きしております。</p> <p>本日は、第3回協議会のご案内を申し上げましたところ、顧問の松岡地方局長さんを初め、皆様方には、大変お忙しい中をご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、本日は、継続協議となっております議員の定数及び任期の取扱いを初め、農業委員の定数及び任期の問題、そして各種事業の取扱い等についてのご協議をいただくことになっております。</p> <p>また、既に行っております新市の名称の公募についての中間報告や、新聞報道でもご心配をかけております電算システム統合業務についてもご報告をいたさせまして、皆さん方のご意見をお伺いしたいと考えているところでございます。</p> <p>どうか、十分ご審議をいただきますようお願いを申し上げます。まず開会に当たりましてのごあいさつにかえたいと思います。本日はご苦勞でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>それでは、ただいまから議題の審議に入りますが、会議の開催につきましては、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は、委員総数21人に対し、21人の参加であり、半数以上の委員にご出席いただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、報道関係者から撮影の申し出がありましたので、許可しておりますことを、あわせてご報告申し上げます。</p> <p>なお、規約第10条第2項に、会長が会議の議長となると規定いたしておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様にお願いがございます。ご発言の際に挙手をいただきましたら、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題の進行を中村会長をお願いいたします。</p>
中村議長	<p>規約に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>議事に入る前に、会議運営規程に基づきまして、本日の会議録の署名委員を指名させていただきます。</p> <p>本日は、伊予市の西岡委員さん、中山町の高橋委員さんにご署名をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、次第の3、議題に入らせていただきます。</p> <p>まず、(1)報告でございますが、報告第10号新市の名称の公募について、事務局から説明を求めます。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>事務局。</p> <p>1 ページ目をお開きください。</p> <p>これは、新市の名称の公募について、前回の協議会におきましてご確認いただきました内容をもとに作成いたしました公募要領等を報告するものであります。</p> <p>報告第 10 号新市の名称の公募について。</p> <p>新市の名称の公募について、別紙のとおり報告する。</p> <p>それでは、2 ページ目をごらんください。</p> <p>1、新市の名称の公募要領ということで、(1) 応募締切日は6 月 21 日月曜日、当日消印有効としております。応募期間は、約 2 週間でございます。</p> <p>(2) 応募資格は、伊予市、中山町及び双海町の住民。</p> <p>(3) 応募の決まりといたしまして、公募チラシ専用はがきでの応募に限る。1 人につき 1 点限りの応募に限ることとしております。</p> <p>(4) 記載内容といたしまして、新市の名称とその振り仮名、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号を記入していただき、名称の表記には、常用漢字、ひらがな、カタカナのいずれかを使用することとしております。</p> <p>(5) 応募方法は、公募チラシ専用はがきに必要事項を記入し、郵便または下記公共施設に備えつけの応募箱に投函していただきます。応募箱設置箇所につきましては、伊予市は庁舎と 3 地区の公民館、中山町は庁舎と佐礼谷支所、双海町は庁舎と下灘支所といたしております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>(6) その他といたしまして、応募作品に関する権限と応募者の個人情報についての取り扱いについて定めております。</p> <p>(7) 周知方法につきましては、当協議会ホームページ、各市町広報紙、各市町ホームページにおいて、住民の皆さんにお知らせをしております。</p> <p>続いて、3ページをお開きください。</p> <p>ここには、名称の候補を選考する基準を記載しております。</p> <p>(1) 選考方法といたしまして、新市の名称の候補は、応募されました名称の中から3名称を選考いたしまして、この協議会において決定していただきます。</p> <p>(2) 選定に当たっての留意事項といたしましては、応募数を最も重要な選考基準といたしますが、すべてを応募数の多いものから選考するのではなく、新市にふさわしい名称がある場合には、協議により選考するものとしております。</p> <p>(3) 決定方法は、前回ご確認いただきましたとおり、協議により決定することを基本といたしますが、決まらない場合には、委員の投票といたします。</p> <p>続いて、参考資料といたしまして、4ページに、名称募集に係る応募箱及びチラシの配置箇所を一覧にしております。</p> <p>続きまして、本日の資料には載せておりませんが、6月9日現在、きのう現在の応募状況についてお知らせしたいと思います。</p> <p>まず、応募総数、応募件数が1,190件ございました。うち、伊予市1,015件、中山町116件、双海町54件となっております。人口の比率から応募率を割り出したパーセントが、伊予市が3.3%、中山町が2.6%、双海町が1%となっております。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいま、事務局から報告10号につきまして説明をいたしました。</p> <p>このことにつきまして、ここでご質問、ご意見がございましたら受けたいと思います。</p> <p>格別ないようでございますので、次へまいります。</p> <p>報告第11号平成16年度歳入歳出予算の予備費充用について、事務局の説明を求めます。</p>
西岡主任	<p>それでは、お手元の資料5ページをごらんください。</p> <p>報告第11号平成16年度歳入歳出予算の予備費充用について、平成16年度伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出予算の予備費を充用したので、伊予市・中山町・双海町合併協議会財務規程第7条の規定に基づき、次のとおり報告する。</p> <p>記以降の表をごらんください。</p> <p>その表の下の方ですけれども、充用の理由がございます。</p> <p>5月13日開催の第2回協議会におきまして、新市の名称の候補を公募することが決定されたことに伴い、既定予算外の名称募集チラシを印刷する経費が至急必要となったため、予備費を充用いたしましたので、規定に基づき報告させていただくものでございます。</p> <p>表の左上の方をごらんください。</p> <p>予備費の充用額につきましては、チラシ2万枚の印刷経費といたしまして10万5,000円、充用の日につきましては、平成16年5月14日、第2回協議会の翌日、早速仕様書を作成いたしましたし</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>て、2つの業者から見積もりを徴し、低価格の業者を決定いたしまして契約いたしております。</p> <p>それから、予備費の予算額につきましては、当初予算額80万円、それから予備費充用後の額は69万5,000円、予備費の充用先科目ですけれども、第2款事業費、第1項事業推進費、参考として執行科目の適用を載せてございますが、需用費の印刷製本費の方に充当いたします。</p> <p>その充当前の予算額につきましては、ここに書いております金額は、議決科目でございます款項の項の金額を掲載いたしております。513万9,000円。これにつきましては、当初予算の方で事業推進費、需用費といたしまして印刷製本費、協議会の合併インフォメーション、新市建設計画の本編概要版、合併周知用冊子の印刷経費、それから、委託料といたしまして、例規統合支援事務委託料、ホームページの作成、それから保守等の委託料を掲載してある金額が513万9,000円でございます。</p> <p>それに対しまして、充用後の予算額につきましては、充用金額を足しまして、524万4,000円となっております。</p> <p>以上、予備費の充用についてのご説明とさせていただきます。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいま、報告11号につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら受けたいと思います。</p> <p>特段ないようでございますので、この件につきましてはご了承いただきました。</p> <p>続きまして、(2)の協議に入りたいと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>協議第 8 号、これは継続協議でございますが、議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明をしてください。</p> <p>それでは、6 ページ目をお開きください。</p> <p>これは、前回の協議会から継続協議となっている協議でございます。</p> <p>議員定数及び任期の取扱いについて。</p> <p>議員定数及び任期の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>7 ページをお開きください。</p> <p>7 ページ以降、12 ページまでは、前回と同じ資料をつけておりますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議をよろしく願います。</p>
中村議長	<p>事務局からの説明は終わりました。</p> <p>議員の定数及び任期の取扱いについて、ご質問、ご意見等はいまでしょうか。</p> <p>別段ないようでございますので、ここで各議会の動向についてご報告をいただきたいと思えます。</p> <p>前回の協議会では、一部決まるところもあったわけですが、きょうの日を待ったわけでありませぬ。</p> <p>順序は、伊予市からよろしいか。</p> <p>日野委員。</p>

発言者	議題・発言内容
田中委員	<p>失礼いたします。</p> <p>中山町におきましても、合併特例は使わないということ、それから、最初だけは選挙区を設けるということです。</p> <p>それから、地域住民の民意と、それぞれの考え方を吸収するためにも、多くの議員定数を望みたいということでもあります。特に、合併までの期間が短いために、それぞれの事項につきまして、合併後検討するという事項がかなり多かろうと思います。そのためにも、一緒に審議をするために、特に均等配分2名、人口比例配分2名の中山、双海が4名、4名の、伊予市の14名ということで、計の22名でお願いをしていきたいと思います。</p> <p>財政上、議員みずからが範を示して、それぞれの経費を節減するというのも大事な合併の目標ではありますが、それぞれの一つの合併の順調なスタート、また、滑り出しができるためにも、多くの皆さん方の意見を聞くために、議員定数を合計22名でお願いしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
中村議長	<p>はい。</p> <p>双海町からは、岡田委員さん。</p>
岡田（博）委員	<p>双海町の意見を申し上げます。</p> <p>伊予市さんと中山さんと同じように、合併特例は適用しない。定数は20名でできるであろうと。選挙区は1回だけは設置をします。</p> <p>それと、伊予市さん10名、双海2名、中山2名、その上に対等</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>新設合併という意味合いも込めて、均等配分を2名ずつそれに入れてまして、伊予市12名、中山、双海4名ずつと。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま、それぞれの議会の特別委員長さんが委員としてご報告いただいたのは、伊予市案は、在任特例は適用しない、そして、第1回目の選挙は選挙区を設けるということで、議員定数22、うち伊予市14、中山4、双海4ということをおっしゃられました。</p> <p>次に、中山町は、伊予市と同案でございました。</p> <p>双海町におきましては、20人ということで、伊予市が12名、双海、中山が4名ずつということで、お互いに在任特例は設けなし、第1回目は選挙区を設けるということでございました。</p> <p>これは、それぞれ議会のご意見でございますので、小委員会ではございません、この協議会で審議をお願いしたいと思います。</p> <p>若干ご意見を伺いたと思います。</p> <p>どうぞ、亀井委員さん。</p>
亀井委員	<p>中山の田中委員さんからお話ありましたように、当初、現在の議員定数が、中山町、双海町が14で、伊予市さんが18だと思っんですけれども、やはり一気に減るということは、地域の意見もなかなか通りにくいというようなこともございますので、中山町につきましては、最低4名は何とか確保いただきたいというのが地域としての要望でございます。</p> <p>以上でございます。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>今、亀井さんのご意見はご意見でございますが、ほかにございませんか。</p> <p>意見が分かれております。</p> <p>調整ができるものなら、調整をしたいなと思っておりますので、ここで暫時休憩をとりたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">（休憩）</p>
中村議長	<p>それでは、再開をいたします。大変長時間お待たせいたしました。</p> <p>別室でそれぞれの代表の皆さん方とお話し合いをさせていただきました。</p> <p>その結果は、本日は結論が出ませんでした。</p> <p>ただ、いわゆる議員の特例につきましては、これを認めないということと、選挙区は小選挙区で行うという、この2つは確認がとれましたが、それぞれの市町の議員の定数は、初めて持ち寄った数でございますので、再度協議をして、できれば満場一致で決めたいということで、次回以降に持ち越すことにしたいと思います。</p> <p>そういうことでございますので、委員の皆さん方、ご了承いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、次回以</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>降に行います。</p> <p>あえて申しますけれども、在任特例は適用しないということと、選挙区を設けるということでは決定をいたしました。</p> <p>次に、協議第13号農業委員定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p> <p>それでは、13ページをお開きください。</p> <p>これは、3市町の農業委員会で構成しております農業委員会合併問題調整会議において確認された内容を受けまして、今回、協議題として提案するものでございます。</p> <p>協議第13号農業委員定数及び任期の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員会は、新市に1つ設置する。 2 農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律に規定する特例を適用する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項に規定する委員数は、37人とし、現在の選挙による委員が適用を受ける。 (2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号に規定する在任期間は、平成17年7月19日までとする。 (3) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。 (4) 農業委員会の選挙区は、合併前の選挙区とし、次のとおり設置する。なお、選挙区ごとの定数は、選挙人の数に比例して配置

発言者	議題・発言内容
	<p>する。</p> <p>伊予市の区域、2選挙区。</p> <p>中山町の区域、1選挙区。</p> <p>双海町の区域、1選挙区。</p> <p>(5) 農業委員会等に関する法律第19条第1項に規定する農地部会及び農政部会を設置する。ただし、在任期間中は部会を設置しない。</p> <p>14ページをお開きください。</p> <p>これは、参考といたしまして、関係法令に基づく根拠をお示ししております。</p> <p>まず、3市町が新設合併をすることにより、関係市町の農業委員会の委員はその身分を失うため、新市に1つの農業委員会を設置し、新市設置の日から50日以内に選挙を実施して選出することになります。</p> <p>また、選任による委員は、合併後速やかに新市の市長が選任することになります。</p> <p>そこで、農業委員会法における特例措置と、合併特例法における特例措置とがあり、どちらの特例の措置を適用するかをあらかじめ確認しておく必要があります。</p> <p>以下、農業委員会法第34条に基づく特例措置と、合併特例法第8条に基づく特例措置についての説明を載せております。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>15ページの中どころの図は、検討の手順を示しております。</p> <p>次に、下段の表は、農業委員会法第2条の2に規定されております定数基準でございます。3市町に該当する定数基準は、網かけを</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>しております2の30人ということになります。</p> <p>続いて、16ページを見ていただきたいと思います。</p> <p>3市町の委員定数及び任期、農地面積、農業者就業人口等を表にして載せております。</p> <p>次が、16ページの中どころ、中段からですが、これは5月18日に農業委員会合併問題調整会議の第2回会議が開催され、確認された内容を記載しております。</p> <p>この農業委員会合併問題調整会議というのは、それぞれ伊予市、中山町、双海町の農業委員会関係の職員、委員さんで構成しております会議でございます、延べ2回の会議を開催しております。</p> <p>平成16年5月18日に開催の第2回会議におきまして、以下のとおり確認をいただいております。</p> <p>この内容を受けまして、協議題の方に載せております。</p> <p>ただ、協議題と、多少省略していますところが、(4)の農業委員会の選挙区は、合併前の選挙区として次のとおり設置する。なお、選挙区ごとの定数というところがございます。選挙人の数は、平成16年3月31日の確定数に比例して配分するという決定をされているようです。</p> <p>次の17ページの表でございます。</p> <p>この表が、この合併問題調整会議で検討する基礎資料となった表になってございます。</p> <p>上の段が、それぞれ各市町の定数を割り出す表となっております。右から3番目、選挙の委員数、上から伊予市が15、中山町が9、双海町が6で、横の計算例が根拠の数字となっております。</p> <p>下段の方が、伊予市には2つの選挙区がございます。南山崎地区</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>と北山崎地区、郡中地区が1地区で、伊予地区が1地区ということで、9人と6人という定数配分となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がございました農業委員定数及び任期の取扱いについて、ご質問がございましたら受けたいと思います。</p> <p>別段ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。</p> <p>協議第13号農業委員定数及び任期の取扱いにつきましては、原案のとおり確認することでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、協議第13号につきましては、原案のとおり確認させていただきます。</p> <p>次に、協議第14号各種事務事業（姉妹都市・国際交流関係）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>
久保次長	<p>お手元の会議資料18ページをお開きください。</p> <p>協議第14号各種事務事業（姉妹都市・国際交流関係）の取扱いについてご説明させていただきます。</p> <p>この件につきましては、分科会、専門部会及び幹事会で協議、調整されたものを調整するものでございます。</p> <p>各種事務事業（姉妹都市・国際交流関係）の取扱いについて、次</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、姉妹都市関係につきましては、1 姉妹都市・友好都市については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>国際交流関係。</p> <p>1 中学生海外派遣事業については、新市において制度を制定する。</p> <p>2 その他の国際交流については、合併時に一旦廃止し、新市において必要に応じて検討する。</p> <p>3 国際交流員設置事業については、合併時に中山町の例により調整する。</p> <p>続きまして、附属資料について簡単に説明させていただきますが、別とじの横長となっております第3回会議附属資料1ページをごらんください。</p> <p>第14号附属資料でございます。</p> <p>1ページの姉妹都市・友好都市交流について説明いたします。</p> <p>姉妹・友好都市交流としまして、伊予市の全国伝統地名連絡協議会は、伝統地名を称する市町村が、観光、物産などによる相互交流及び共同事業を通じて友好を深めることにより、各地域の親交に資することを目的としており、全国の伝統地名36カ所のスタンプラリー等を実施しております。</p> <p>中山町の、鳥取県中山町との姉妹都市交流は、「新・地方の時代」の到来に向け、相互の進展と繁栄を期することを目的とし、小学校ホームステイ交流、産業・文化交流、梨狩り交流、女性団体交流、団体・グループ交流を実施しております。</p> <p>北海道上湧別町との友好町交流は、鳥取県中山町との姉妹都市交</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>流と同様に、「新・地方の時代」の到来に向け、相互進展と繁栄を期することを目的とし、小学生ホームステイ交流を実施しております。</p> <p>双海町は該当がありません。</p> <p>具体的な調整内容としましては、行政改革推進の観点から、事業実施については慎重に行われるべきものであるが、人材育成や文化交流を通したまちづくりへの寄与、相手自治体における交流継続の意向も尊重する必要があるということで、鳥取県中山町及び北海道上湧別町との交流は継続する。ただし、事業の内容は精査する必要がある。</p> <p>また、全国伝統地名（旧国名）連絡協議会との交流については、新市名が決まり次第、継続について検討するといったしております。</p> <p>2ページをお開きください。</p> <p>国際交流関係の中学生海外派遣事業でございますが、中学生海外派遣事業につきましては、現在、伊予市、双海町、松前町の3市町合同で事業を実施しており、派遣先のグアムで英語研修、生活体験実習、社会見学、現地の子供たちとの交流会等を実施しております。</p> <p>中山町では、オーストラリアゴールドコースト中山友好協会と中山町の協定により、中学生を海外に派遣しており、研修、ホームステイ等を実施しておりますので、この事業には参加しておりません。</p> <p>具体的な調整内容としましては、中学生を海外に派遣し、外国における生活体験及び友好交流を通して、国際相互理解について学び、世界に目を向ける広い視野を持った生徒を育て、また海外体験</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>で得た自主的な態度、異文化体験から学んだことなどを生かして、地域社会に貢献する人材を育成するためにも、新市においても実施する方向で、新たな制度を制定するをいたしております。</p> <p>続きまして、3 ページ、4 ページ、5 ページの説明でございますけれども、その他の国際交流について説明いたします。</p> <p>その他の国際交流につきまして、伊予市の国際交流の翼は、市民レベルでの国際化を推進するため、海外へ訪問団を派遣することにより、一人でも多くの市民が交流や親善、視察活動等を通じて異国の文化を理解し、国際的な感覚を養うことなどにより、視野の広い有為な人材を育成し、今後の活力と魅力にあふれたまちづくりの推進に資することを目的とし、事業を実施しております。</p> <p>中山町の、オーストラリアゴールドコースト中山友好協会と中山町の協定は、双方の生活・文化・社会・社会構造等の分野における学習を目指すことを目的とし、事業を実施しております。</p> <p>愛媛県国際サマースクールは、中山町の国際化はもとより、子供たちに夢を与え、中山から地球を体験できる愛媛の子供たちを育てたいという思いを込めて、豊かな自然環境の中で、外国の子供たちと共同生活をする中で、やさしさや国際感覚を持った子供たちを育成することを目的とし、事業を実施しております。</p> <p>双海町のひとづくり10年計画・新21世紀ひとづくり10年計画は、海外に派遣された研修生が、積極的に「ひとづくり」と「まちづくり」にかかわり、また積極的に国際交流の推進母体である「創快塾」にかかわり、交流に参加することを目的とし、事業を実施しております。</p> <p>これらの事業については、事業の契機、事業内容が多岐にわたっ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ており、現在の事業状況も異なっているため、また、必要性、費用対効果等を総合的に判断し、事業の見直し、整理統合を行い、より効果的な事業への支援を行うため、具体的な調整内容につきましては、原則的に合併時に一旦廃止し、新市において必要に応じて検討するといったしております。</p> <p>5ページをお開きください。</p> <p>国際交流員設置事業につきましては、国際化推進のため、社会教育の一環として交流事業を推進する目的で、現在、中山町が事業をしております。</p> <p>具体的な調整内容としましては、新市においても国際交流員を設置し、社会教育の分野から国際交流事業を支援するといったしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議をよろしく願います。</p>
中村議長	<p>ただいま、事務局から説明がございました姉妹都市・国際交流関係の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。</p> <p>はい、亀井委員さん。</p>
亀井委員	<p>定かではないですけど、中山町の場合、国際交流で、多分基金を積み立てておったと思ひまして、それを財源で、いろいろ派遣もしてたと思うんですけども、そのあたりの基金は、合併後どのようになるかというようなことは、分科会で協議はされたんでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	はい、どうぞ。
久保次長	<p>基金の取り扱いにつきましては、それぞれほかの分野においてもあろうかと思えますけれども、その件につきましては、財産の取り扱いについてでの協議になろうかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>亀井委員。そやから、この協議会の中ではやらないと、財産関係の中で出てくると、こういうこと。</p> <p>財産関係の中でどういう処理が、まだそこまで煮詰めてないということ。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
久保次長	<p>財産については、基本的には新市に引き継ぐということでございますけれども、今後、部会・分科会の方で協議をしていきたいというふうに思います。</p>
亀井委員	<p>ただ、継続して実施する場合、その財源的なものが、今まで基金を使ってたということになると、その分がなくなってしまうんですけども、そのあたり含めて協議しとかなないと、事業は継続した、予算がつかないということになると、実施できないんじゃないかとも思うんですけど、そのあたりは協議の中ではなかったんでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ちょっと休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
中村議長	<p>再開します。</p> <p>そしたら、土居課長。</p>
企画部会	
土居部会長	<p>私の方からお答えします。</p> <p>まず、中山町については、今、職員に聞きましたところ、基金の果実についての運用はしていないようで、一般財源で事務事業を執行している状況でございます。</p> <p>なお、今後この基金について、新市において、基金において運用していくのか、なおかつ一般財源でやっていくのかというのは、今後、財務分科会での協議事項でございますので、いましばらくお待ちいただけたらと思います。</p>
中村議長	<p>亀井委員、どうですか、今のでわかりました。</p> <p>基金活用してなかったと言っているのです。</p>
亀井委員	<p>いや、基金はあると思いますが、それで足りないから一般財源入れてたんかもしれんのですけど。</p>
産業経済部会	
高本部会長	<p>失礼します。中山町のタカモトといいますが、国際交流資金、</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>確かにございまして、果実も毎年幾らかあるんでございますが、事業に充当するほどの額ではございませんので、それについては予算に組みまして、基金の方へ積み立てるといような形にしております。</p> <p>実際の国際交流事業につきましては、一般財源で運用してございまして、基金そのものは原資がそのまま残っておる状態になってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
中村議長	<p>原資はそのまま残っておると。</p>
	<p>はい、どうぞ。</p>
亀井委員	<p>それでは、ぜひとも継続して使えるような形で、またご協議いただいたらと思います。</p>
中村議長	<p>これは、新しい町に継ぐということですので、そこら辺は継続ということになっておりますので、ようございましょうか。</p> <p>ほかにございせんか。</p> <p>ないようでございますので、お諮りいたします。</p> <p>協議第14号各種事務事業（姉妹都市・国際交流関係）の取扱いについては、原案のとおり確認することでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議ないようでございますので、協議第14号につきましては、原案のとおり確認させていただきます。</p>

発言者	議題・発言内容
久保次長	<p>続きまして、協議第15号各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明求めます。</p> <p>会議資料19ページをお開きください。</p> <p>この件につきましても、分科会、専門部会及び幹事会で協議、調整されたものを提案するものでございます。</p> <p>各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、1 広報紙については、毎月1日に発行し、配布方法については、合併時に調整する。</p> <p>2 その他の広報紙については、新市において検討する。</p> <p>3 防災行政無線については、新市において全地区が同じ態勢で臨めるよう調整する。</p> <p>4 ミュージックサイレンについては、3市町の制度をそのまま継続する。</p> <p>5 ホームページについては、合併時に新市にホームページを開設する。</p> <p>6 広聴については、新市において制度を制定する。</p> <p>続きまして、附属資料について簡単に説明させていただきます。</p> <p>先ほどの附属資料の6ページからになります。</p> <p>まず、広報紙ですが、伊予市は、発行日は毎月1日、ページ数は基本的に20ページで1万400部。中山町は、発行は毎月20日前後、ページ数は28ページ前後で2,000部。双海町は、発行は毎月1日、ページ数は10ページ前後で2,100部作成してお</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>り、サイズにつきましてはA 4で、いずれも同じでございます。</p> <p>原稿の締め切り、配布方法などまちまちでございますので、伊予市、双海町が同じということもありまして、具体的な調整内容につきましては、広報紙の発行日は毎月1日とし、ページ数は24ページから28ページ、原稿の締切日は前々月末とし、配布方法につきましては、当分の間、旧市町の方式で行い、おおむね1年ぐらいですべて業者委託とするをいたしております。</p> <p>また、広報紙発行日1日といたしても、新市発足の創刊号につきましては、1日に間に合わない状況が出てくると思いますが、合併前に準備できるところは準備しまして、できるだけ早く発行し、内容につきましては、今後検討していきたいというふうに思っております。</p> <p>続きまして、7ページをお開きください。</p> <p>その他の広報紙について説明をいたします。</p> <p>その他の広報紙につきましては、伊予市で「くらしの手帳」を発行しております。双海町、中山町は該当がありません。</p> <p>具体的な調整内容としまして、くらしの手帳等の冊子に、新市の窓口事務や各種制度、施設などの利用方法等をまとめ、速やかに市民に配布することを含め、検討するをいたしております。</p> <p>中段ですけれども、防災行政無線についてご説明させていただきます。</p> <p>防災行政無線につきましては、中山町、双海町で一般行政情報、緊急放送等を防災行政無線で放送しており、伊予市には防災行政無線の移動系のみで、一般行政情報は全域には望めないため、具体的な調整内容としましては、新市において全地区が同じ態勢で臨める</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ように調整するといたしております。</p> <p>下段の方なんですけれども、ミュージックサイレンについて説明いたします。</p> <p>ミュージックサイレンにつきましては、伊予市、中山町、双海町でそれぞれ実施しております。</p> <p>具体的な調整内容としまして、ミュージックサイレンについては、騒音問題もあるが、その地域の伝統でもあり、3市町の制度をそのまま継続するといたしております。</p> <p>8ページをお開きください。</p> <p>ホームページについて説明いたします。</p> <p>ホームページにつきましては、伊予市、中山町、双海町でホームページを開設しておりますが、3市町とも、行政と住民を結ぶ重要な手段として、各種の情報提供を行っているので、空白期間は避けるべきであるということで、具体的な調整内容としましては、ホームページについては、合併と同時に新市のホームページを開設するといたしております。</p> <p>続きまして、9ページ、10ページとなりますけれども、広聴についてご説明いたします。</p> <p>9ページの市政懇談会につきましては、3市町とも行っておりますが、開催の期日、出席者、会の概要などの相違が多少異なりますが、伊予市の例によりまして、具体的な調整内容としまして、市政懇談会については、新市において実施するといたしております。</p> <p>10ページの広聴につきましては、市政への意見箱、行政相談、問い合わせフォームでの要望、意見を聴取し、必要なら回答するホームページを統一した対応をとり、伊予市の親子市政教室などの事</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>業につきましては、新市の規模に合った見直しを行うということで、具体的な調整内容としまして、新市において制度を制定するおいたしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p> <p>ただいま、事務局から、広報広聴関係の取扱いについての説明がございました。</p> <p>このことにつきまして、ご質問、ご意見等を受けたいと思ひます。</p> <p>別段ないようですから、お諮りいたします。</p> <p>協議第15号各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについては、原案のとおり確認することでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、協議第15号につきましては、原案のとおり確認させていただきます。</p> <p>続きまして、協議第16号各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
久保次長	<p>20ページをごらんください。</p> <p>この件につきましても、同じく分科会、専門部会及び幹事会で協議、調整されたものを提案するものでございます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、建設事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路維持管理事業については、合併時に伊予市の例により調整する。 2 道路・河川占用等許可関連事務については、合併時に伊予市の例により調整する。 3 道路認定基準については、新市において調整する。 4 がけ崩れ防災対策事業については、合併時に制度を制定する。 5 公共用地取得事務については、合併時に制度を制定する。 6 法定外公共物等の管理については、新市において制度を制定する。 7 港湾管理については、合併時に伊予市の例により調整する。 <p>都市計画事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新市都市計画マスタープランについては、新市において策定する。 2 都市計画道路事業については、新市都市計画マスタープランに基づいて実施する。 <p>次のページをごらんください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 都市計画審議会については、新市において設置する。 4 都市公園等の整備については、新市において計画を立て整備する。 <p>住宅建設管理事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅管理事業等については、合併時に調整する。

発言者	議題・発言内容
	<p>2 公営住宅建設事業等については、新市において住宅のマスタープランを策定する。</p> <p>続きまして、附属資料について簡単に説明させていただきます。</p> <p>先ほどの附属資料11ページをごらんください。</p> <p>道路維持管理事業につきましては、3市町それぞれ道路維持管理を行っておりますけれども、市町道路は住民の生活に密接に関係しておるということで、具体的な調整内容としまして、市町道路を管理、機能維持することは、住民が安全、快適に道路を利用するために必要不可欠なことであるため、合併時に伊予市の例により調整するをいたしております。</p> <p>なお、山間部地域の市町道路の管理については、新市で管理するよりも、地元住民、関係者で管理する方が安価であるため、維持管理規程を作成し、機能維持を図るといたしております。</p> <p>12ページをごらんください。</p> <p>道路・河川占用等許可関連事務につきましては、道路・河川は公共のものであり、それを良好な状態で維持するためには、道路及び河川に電柱や管類などの構造物等を設置する際に、道路法及び河川法に基づき条例を定め、3市町とも占用料を徴収しています。</p> <p>具体的な調整内容としましては、道路・河川は公共のものであり、占用については、正規の手続により占用事務、徴収を行う必要がある。よって、合併時に条例等が整備されている伊予市の例により調整するをいたしております。</p> <p>13ページをごらんください。</p> <p>道路認定基準につきましては、住民の生活に必要な道路を、住民が安全かつ快適に利用するためには、道路認定基準を定</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>め、道路を認定し、道路の管理、機能維持をする必要があるということ、具体的な調整内容としまして、各市町で時代背景及び実情が異なり、早急な制度の統一は困難なため、新市において調整するといったしております。</p> <p>14ページをごらんください。</p> <p>がけ崩れ防災対策事業につきましては、急傾斜地崩壊防止施設等を設置して、大きな災害を引き起こすがけ崩れを防止することは、人命はもとより、地域の安全と財産を守るために欠かせない事業であります。</p> <p>具体的な調整内容につきましては、がけ崩れ防災対策事業については、直接人命・財産の保全に係る事業であるため、要望をもとに、事業の実施に向けて合併時に制度を制定するといったしております。</p> <p>公共用地取得事務につきましては、事業採択のあった起業地の用地補償事務をするもので、3市町の差異がございます。</p> <p>具体的な調整内容としまして、公共工事の円滑な推進のためには、公共用地取得を支障なく速やかに行うことが重要であり、合併時に制度を制定するといったしております。</p> <p>15ページをごらんください。</p> <p>法定外公共物等の管理につきましては、国土交通省の所管の法定外公共物、いわゆる赤線 里道でございます や、青線 水路でございます 等の管理でございますが、道路維持管理事業と同様に、管理、機能維持は必要不可欠なことであり、また、平成16年度末までに国から市町に譲与されることもありまして、具体的な内容につきましては、財産管理と機能維持の事務が多くなるわ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>けですが、新市において制度を制定するといったしております。</p> <p>港湾管理につきましては、伊予市のみでございますが、具体的な調整内容としまして、港湾は物的流通の場として機能するだけでなく、さまざまな事業活動の場として大きな役割を果たしており、環境の整備、保全が特に必要な状況にあるため、行政の港湾管理に関して条例の整備ができていた伊予市の例により調整するといったしております。</p> <p>16ページをごらんください。</p> <p>新市都市計画マスタープランにつきましては、都市づくりの将来ビジョンを描くとともに、地域別の市街地像、整備方針などを定めるもので、住民と行政がどのようにそれを実現していくかを明らかにするために策定する必要があるということで、都市計画法に基づいて、伊予市のみ策定されております。</p> <p>具体的な調整内容につきましては、新市の都市計画マスタープランを策定するには、新市の基本方針及び長期計画等が明確になる必要があるため、新市において新たに制定するといったしております。</p> <p>都市計画道路事業につきましては、主要な交通施設として、交通需要に対処するため、安全かつ快適な交通を確保するとともに、都市の骨格をなす施設として、健全な市街地の形成、活力と魅力ある都市の形成に寄与し、あわせて防災上の役割を果たし、供給処理施設の収容を図るなど、多面的な機能を有する都市の基盤的で重要な施設であるため、都市施設として都市計画決定を行うということで、具体的な調整内容としましては、新市都市計画マスタープランに基づいて実施するといったしております。</p> <p>17ページをごらんください。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>都市計画審議会につきましては、都市計画に関することを調査、審議するための目的ですが、伊予市のみの設置でございます。</p> <p>新市において人員配置が決定されないと、都市計画審議会の委員が選出できないため、具体的な調整内容としましては、新市において設置するをいたしております。</p> <p>18ページをごらんください。</p> <p>都市公園等につきましては、地震などの災害時の避難場所や、災害応急対策の拠点など、都市防災としての役割があるほか、砂ぼこり、強い風、騒音を和らげ、大気を浄化する機能もあり、また公園の緑は、利用する方の気持ちを和らげ、憩いの場を提供し、美しい景観をつくる重要な役割を果たす目的で、伊予市では、街区公園3カ所、地区公園1カ所、総合公園1カ所、風致公園1カ所、その他公園1カ所。中山町では該当しておりません。双海町では、その他公園2カ所でございます。</p> <p>具体的な調整内容としましては、それぞれの公園については、地域性を生かして、新市において計画を立て整備していく。新市の基本方針及び長期計画が決まり、都市計画が策定されないと整備ができないため、新市において計画する。伊予市の整備予定については、合併までに完了予定であるをいたしております。</p> <p>19ページをごらんください。</p> <p>公営住宅管理事業につきましては、公営住宅法に基づきまして管理しております市町営の住宅が、14年度で、伊予市では472戸、中山町では26戸、双海町では34戸ございますが、家賃算定の方法や駐車場の使用料等の差異が見られます。</p> <p>具体的な調整内容としましては、住宅施策は住民の生活に最も身</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>近なものであり、良好な住環境が安く提供されることが望ましい。</p> <p>現在、3市町においては、独自の基準により家賃を定め、駐車場使用料、共益費等の取り扱いについても独自の方法で行っている。</p> <p>しかし、新市において家賃が著しく公平感を欠くようでは、住民の理解が得られない。このため、公営住宅については、伊予市の基準を採用して、統一的に算定する。</p> <p>単独住宅については、公営住宅の算定基準に準じて家賃を算定するといたしております。</p> <p>公営住宅の家賃につきましては、公営住宅法、同法施行令等に規定されております公営住宅法第16条によりますと、公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づきまして、当該入居者の収入及び当該公営住宅立地条件、規模、建設時からの経過年数、その他の事情に応じ、かつ近傍同士の住宅の家賃以下で、政令で定めるところによりまして事業主体が定めることになっております。</p> <p>家賃の算定方法ですが、家賃算定基礎額に立地係数、規模係数、経年係数、利便係数の4つの係数を乗じることによりまして算定され、家賃が決定されることとなります。</p> <p>このうち、立地係数は、その市町村ごとに国土交通省が示され、3市町一律でございます。</p> <p>規模係数は、住宅の床面積から、経年係数は、建築からの経過年数によって求められます。</p> <p>利便係数は、公共的な諸施設からの距離などにより求めることとなりますが、この基準を定めているのは伊予市だけでございます。</p> <p>よって、新市においては、伊予市の利便性数値設定規定を参考に</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>して、係数を再設定し、家賃を再計算するといったしております。</p> <p>市町の単独住宅につきましては、家賃を定める規定にはございませんが、単独住宅については、公営住宅法に準じて家賃を算定し、管理するものといったしております。</p> <p>20ページをごらんください。</p> <p>住宅に付随する駐車場の使用料につきましては、駐車場の使用料は、伊予市では規則で、中山町では条例により定めております。適用される台数が、伊予市では242台、中山町では22台でございますが、双海町では、駐車場はございますが、使用料を徴収しておりません。</p> <p>新市においては、伊予市の例により徴収するといったしております。</p> <p>共益費の徴収につきましては、共益費は、伊予市、中山町では、管理組合が共益費を徴収し、管理しております。双海町では、共益費の一部を一般会計から支出しており、管理も町が行っているが、共益費の徴収と施設の管理は管理組合を組織して任せるといたしております。</p> <p>敷金の返還につきましては、中山町、双海町では、退去時の部屋の修繕は町が行い、経費は敷金から控除をしますけれども、伊予市の例によりまして、退去時の部屋の修繕については業者が行い、その費用を入居していた人が支払うということでございます。敷金は全額返済するといったしております。</p> <p>続きまして、21ページをごらんください。</p> <p>特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）管理につきましては、双海町、中山町にあり、床面積、建築年度、構造とも、ほぼ似通った</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>住宅でございます、しかし、両町の家賃の差額は2万円ある。このため、家賃の公営住宅の算定方法を参考に再計算するといったしております。</p> <p>駐車場の使用料は徴収していないので、公営住宅管理事業と同様に、伊予市の例により徴収する。</p> <p>共益費は、双海町では町が徴収して、町が管理しているが、管理組合を組織して、管理組合が管理することとする。</p> <p>双海町、中山町とも条例を定めて管理運営をしているが、家賃や共益費の扱いについて改正すべき点があり、合併時に調整するといったしております。</p> <p>23ページをごらんください。</p> <p>定住促進住宅管理事業につきましては、中山町のみ事業を行っております。</p> <p>具体的な調整内容としましては、中山町が町単独で建設したものであるが、合併時に定住促進住宅の入居基準を廃止して、単独住宅に転用する。ただし、他の住宅との均衡を図るため、次の調整を行う。</p> <p>家賃につきましては、公営住宅法に準じて家賃を算定する。</p> <p>駐車場の使用料については、公営住宅管理事業と同様に、伊予市の例により徴収するといったしております。</p> <p>25ページをごらんください。</p> <p>公営住宅建設事業につきましては、3市町、特に差異はございませんが、伊予市は市営住宅マスタープランに基づいて建てかえなどを実施しております。</p> <p>具体的な調整内容につきましては、生活困窮者の住宅を低廉な家</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>賃で提供するため、今後も公営住宅の建てかえ等を進め、福祉の向上を図る。</p> <p>3市町とも老朽化した公営住宅を保有しており、新築・改築の計画もある。また、用途廃止の計画もある。これらの計画は、住宅のマスタープランに盛り込んでおくことが必要である。このため、新市においてマスタープランを策定するといたしております。</p> <p>なお、老朽化した小規模の住宅団地の建てかえ等のときは、入居者は別に建設した公営住宅に入居してもらい、用途廃止してから建設することを原則とするといたしております。</p> <p>単独住宅建設事業につきましては、3市町とも老朽化が著しいということで、具体的な調整内容としまして、市町単独住宅で耐用年数に達した住宅は、伊予市に49戸、双海町に1戸、中山町に8戸あるということで、いずれも老朽化が著しいため、入居者の退去とともに、単独住宅としての用途を廃止し、国・県費等の補助申請を行って、公営住宅として建てかえを行うといたしております。</p> <p>26ページをごらんください。</p> <p>特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）建設事業につきましては、伊予市では、この事業を行っておりませんが、中山町、双海町とも建設を行っております。</p> <p>具体的な調整内容につきましては、中堅所得者に対して良好な住宅を提供するため、合併後も新市全域において本事業を行う。このため、公営住宅建設マスタープランに組み入れるといたしております。</p> <p>定住促進住宅建設事業につきましては、中山町のみで事業を行っておりますが、具体的な調整内容につきましては、Iターン、Uタ</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ーン者に対して、低廉で良好な住宅を提供するため、町単独事業として定住促進住宅を提供してきたが、入居希望者が少ないため、合併と同時に単独住宅に転用して、新たな建設は行わないといたしております。</p> <p>以上で附属資料の説明を終わります。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局から建設事業関係の取扱いについての説明をいたさせました。</p> <p>この件につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら受けたいと思います。</p> <p>はい、岡田委員。</p>
岡田（博）委員	<p>20ページですが、建設事業の1、2とありますところに、合併時に伊予市の例により調整するとありますが、同じような事業がほかの2自治体にもありますが、伊予市と名前を入れないかところは、どういう違いがあるのか、そこらあたりを少しご説明願いたいと思いますが。</p>
中村議長	<p>はい、どうぞ。</p>
久保次長	<p>調整方針としまして、伊予市の例により調整するとか、入っていない分もございます。</p> <p>それは、例えば伊予市とか中山町とか双海町とか、その例によるのが一番妥当だと、一番整備されているというようなことを勘案し</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>まして、例えば伊予市の例にするとかいったことで決めさせていただいております。</p>
中村議長	<p>はい、どうぞ。</p>
岡田（博）委員	<p>そしたら、整備の状況とか、そういうので、普通やったら調整するだけでも構わぬのかなと思ひよったんですが、わざわざ入れる理由が、伊予市がほかに比べてきちんと整備されているということですか。</p>
中村議長	<p>はい、どうぞ。</p>
建設部会	
駒沢部会長	<p>管理規定とか、いろいろな制度があるわけですが、その中に、伊予市がその規定が、はっきり定めができておりますので、それで伊予市の例に準じて制度を制定するというような形で記入したわけでございます。</p>
岡田（博）委員	<p>はい、了解しました。</p>
中村議長	<p>ようございましょうか。</p> <p>別に伊予市に倣いということではないわけですから、それを。</p>
岡田（博）委員	<p>あとに調整するとありますんで、そのあたりはわかっておりますが。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>たくさん挙げましたので、ここで皆さんのご意見というわけにはいかんかもしれませんが、お気づきの点がございましたら申し上げます。</p> <p>あまりないようでございます。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>協議第16号各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについては、原案のとおり確認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、協議第16号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきました。</p> <p>ちょっとここで暫時休憩いたします。10分ばかり。あと、電算関係のことについても、ちょっと皆さんにお諮りしたいと思いますので、暫時休憩させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">（休憩）</p>
中村議長	<p>それでは、再会します。本日新市の電算システム統合業務についての報告事項としまして、日程に一つ追加をしたいと思います。</p> <p>新市電算システム統合業務についてご報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>事務局から説明を求めたいわけでございますが、資料の配布があ</p>

発言者	議題・発言内容
北岡主査	<p>るようでしたら許します。</p> <p>説明の前に資料の方がございますが、そちらの方をお配りしてよろしいでしょうか。</p>
中村議長	<p>はい、どうぞ。</p> <p>資料、皆さん渡りましたでしょうか。</p> <p>それでは、事務局、よろしく。どうぞ。</p>
北岡主査	<p>それでは、第3回協議会資料、新市電算システム統合業務についてという資料の方をごらんいただければと思います。</p> <p>これまでの統合業務に係る経緯についてご説明をさせていただければなと思います。</p> <p>まず、2月2日、第1回の任意合併協議会において、各種事務事業（電算システム）取扱いについて、協議、ご確認をいただきました。</p> <p>そして、2月19日なんですけれども、プロポーザルによる総合評価、こちらの方で評価した結果、最高得点を獲得したNECを選定いたしました。</p> <p>そして、2月23日なんですけれども、そのプロポーザルによる結果を業者の方、NECの方に通知いたしました。</p> <p>そして、3月1日なんですけれども、第3回の任意合併協議会において、新市電算システム統合に係る業務委託について報告いたしまして、承認をいただきました。</p> <p>同日、覚書の締結をいたしました。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>こちらの覚書についてご説明させていただければなと思うんですけども、こういった内容のものかと申しますと、まず、事業の目標期日についてなんですが、平成17年3月31日までにシステムを稼働するという事。そして、契約の時期についてですけども、契約は、本契約についてなんですが、合併議決、予算成立の後に締結をするということ。そして、債務についてなんですけれども、本契約を締結するまでに3市町の債務は発生しないということ。そして、本契約までの準備行為、本契約の締結までに最終仕様と最終予算、契約金額を定めるということ。そして、契約をしない場合のこと。合併の中止の場合、また、最終仕様、契約金額が不当と判断された場合、また、その他著しく不当と認められる場合については契約をしないという旨を記しております。</p> <p>この覚書の効果といたしましては、本契約までの準備行為について、3市町とNECとが合意したものであります。契約の締結を担保したり、拘束されたりというものではございません。</p> <p>その覚書の方を交わして、3月30日になるんですけども、システム導入プロジェクトスタート、こちらの方、全体の打ち合わせとなるんですけども、こちらの方をスタートいたしまして、各業務ごとに打ち合わせを重ねてまいりました。その中で、提案書とのずれが見えてまいりました。</p> <p>その提案書のずれというものですけれども、正式文書として、5月31日なんですが、NEC松山支店長から、ネットワークの内容変更について承認をしてほしいという依頼がございました。</p> <p>そのネットワークの内容変更という点なんですけれども、当初提案はどういったものかと申しましたら、当初提案は、四国電力の光</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ファイバーの空きしんを借用してネットワークを構築するという提案。このことによって、電子自治体への対応と高いセキュリティーを保持することができるというものでした。この提案については、ほかの提案に比べまして優位性があるものではないかと考えられておりました。</p> <p>しかし、打ち合わせを進める中で、その四国電力の光ファイバーの空き芯がないということが判明しまして、代替案として、自営での光ファイバーケーブルを敷設したいという変更提案の旨を承認していただきたいという依頼がございました。</p> <p>これにつきましては、仕様書との相違もございまして、ネットワークの敷設工事等の新たな経費等が発生しますので、変更仕様については承認できない、そういったことで、6月3日に承認できない旨をNECに対して回答いたしました。</p> <p>そして、先ほど覚書のことを申し上げましたけれども、覚書に、提案時の仕様と比較して不当とした場合、契約はしないというふうなうたわれております。そういったことに基づいて、当初と相違ない提案ができるかどうかという最終確認の方をNECに対して行いました。</p> <p>そして、6月8日なんですけれども、NECの松山支店長より、別添の資料になるんですが、新市合併システムネットワークにおける光ファイバーケーブルの借り上げによるネットワーク構築につきまして、現時点では四国電力からも空き芯がないというような回答のとおり、推奨案に100%準拠した形態でのネットワーク構築実現が厳しい状況にあります。実質、当初提案による構築は無理であるというような回答がございました。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>以上がこれまでの経緯でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>先般の勉強会でも、このことについて皆さん方にご説明を申し上げた経緯もございますので、8日付で正式に四国電力の光ファイバーが使えると、また、その調査に当たっても、相当時間がかかるというような内容の回答をいただいたわけでありまして。</p> <p>そういうことで、愛媛新聞に大きく書いていただいたわけですが、それでも、まだ我々として、このNECとの対応について、皆さん方のご意見も徴する中で、この時期を乗り切りたいし、やはり合併までに3つの町がうまくつながれなければ、市民サービスができないわけでございますので、光ファイバーが間に合わない場合には、どういう対応をするのかということも含めて、ご意見を徴したいと思います。</p> <p>そして、きょう、ここで結論は上げませんが、できれば皆さん方のご意見を踏まえて、我々、会長、副会長にお任せいただけたらありがたいなというように思っております。</p> <p>それを踏まえまして、どうかひとつご意見をいただきたいと思っております。そのことにつきましても、不足なれば不足でもいいですよ。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
高橋委員	<p>今の会長から新聞の話も出たんですが、まだこの協議の前に、ちょっと事務局にお尋ねしたいんですが、前の協議会と今の協議会、一応すんなりと、やめた人はいないと思いますのでわかると思うんですが、この新聞の後の方に、前の場合には、一応業者が内定</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>したと書いてあるんですが、内定したというような事実はあったんですか。</p>
中村議長	<p>はい、どうぞ。</p>
和田局長	<p>内定ではございません。内定あるいは決定する前に協議が中断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
高橋委員	<p>一応、この協議会、いえは事務方、関係専門部会とか、いろいろあるわけですが、そこである程度検討されたものが協議会に上がるということで、内定という段階はないと僕は理解してたんで、内定と書いたのは、どこの情報が知らぬけど、もし、これ住民が見たら、内定してたのに、なぜNECに決まったのかというふうな疑問が大きく出るはずなんですよ。</p> <p>だから、報道というのは、真実を正確に報道していただかなかつたら、我々、一生懸命ここで協議しても、間違っただ報道をしたら、それこそひっくり返ってしまうんですが、住民からの相当な意見が出てきますから。間違っておるんだつたら、即やっぱり抗議をしていただきたいと、僕はそう思います。この件に関してはですよ。</p> <p>それと、NECに決まったというのは、将来を見込んで、光ファイバーというものの重点が非常に大きかったと思うんですよ。それがひっくり返ったということは、商取引からいったら、一応約束違反だと、契約をしてなかつても、やるということを前提にやっただことは、一応契約に準じたことになると思うんで、もし住民の理</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>解というものを考えたら、再入札というふうなことが一番理解ができやすいと思うんですけども、それをやった場合に、ある程度のものが間に合うかどうか、そこら辺のことも教えていただきたいと思います。</p>
中村議長	<p>はい、どうぞ。</p>
北岡主査	<p>これから、前にプロポーザルを行った仕様でシステムを構築しようとする間に合わないと思います。</p> <p>また、そういった点を考慮しまして、合併目標期日に稼働できるよう、住民の皆さんに迷惑をかけないように、これから仕様、スケジュールについて再考していきたいとは考えております。</p>
中村議長	<p>方向につきましては、後日ということで、NECに対してどうするかというご意見だけをきょうは聞きたいと思います。</p>
高橋委員	<p>それだったら、一応私の意見でしたら、初めに提案したものができないから、すぐに違うものをというふうな提案をするような業者でしたら、天下のNECであっても入れるべきではないと私は確信しております。</p>
中村議長	<p>はい、中嶋委員さん。</p>
中嶋委員	<p>この新聞で、今中村市長さん言われましたけど、契約を前提に覚書を交わしたとしてあるように、これは私も住民からいろいろ聞</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>かれるし、非常に困惑した返答をしまいいりました、正直申し上げまして。</p> <p>今のご説明では、覚書の条項の中に、これこれの場合は契約しないという条項が入っておるらしいので、安心したわけでございます。</p> <p>このプロポーザル方式というのは、正直言って、私ども、初めて出会った方式でございます。これが存在するということも、私も理解はいたしますが、なかなかこれを詳しく理解し得るには、正直至っておりません。</p> <p>配点率から申しまして、私はその中で最重要点を占めていたのが光ファイバーだったと思います。</p> <p>一般工事でいえば、10%以上変更案を重変とよく言いますが、これは重変に三重丸つけても足らぬほどの変更なんです。もうこれ、契約に値しないんですね、これは。これは、条件なんか一切つけずに、完全に白紙にさせていただくと、そのように思います。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>日野委員さん。</p>
日野委員	<p>今回のこのプロポーザル方式をやるに当たりまして、一つの仕様書というものがあって、それに基づいて、各社が競って、これにやってきたわけであります。</p> <p>NECさんが、その結果、最高得点になったわけですが、その大事な仕様書が変更せざるを得ないと。その確認をとったところ、</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>最終回答で、6月8日付で、やはり光ファイバーのケーブルを四国電力から借りる予定であったけど、それはできないというふうな回答が来たわけであります。これはもう最終回答と見てよろしいかと思えます。</p> <p>そうすると、一つの基本であった仕様書の変更ということになります。</p> <p>したがって、これは、私はやめるべきである。そして、もう一度原点に返って、この問題を取り組んでいくというふうにするべきであろうと思えます。</p>
中村議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>重松委員さん。</p>
重松委員	<p>重松ですが、私も今まで3名の方がご意見申し上げたとおり、間違いございません。そのようなことで業者の再選定をお願いしたいと思えますし、先ほど議長の方で、結論については、私ども会長と副会長にお預けいただきたいというようなご意見をいただいたわけですが、この選定につきましては、まず24名の評価委員さんの点数を基礎にしてNECさんを選んでおります。</p> <p>そういうことにつきまして、まず変更ないしはそのあたりの場合、評価委員さんにもまず説明もいただいております。いいんではないかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>はい、ありがとうございます。</p>

発言者	議題・発言内容
大石委員	<p data-bbox="509 320 695 353">大石委員さん。</p> <p data-bbox="481 454 1337 757">まず、議論を始める前に、この問題は、ほかの建設計画と違いまして、現議会が予算を議決せねばならないということになっておりますので、我々議会としまして、中途半端なことではちょっと、NECさんをやめるにしても、するにしても、中途半端なことでは終わらせてはいけないと、こういう考えでご質問いたします。</p> <p data-bbox="481 790 1337 1227">これは、もともと設計図がない事業でして、大ざっぱな光ファイバーを使うとか云々とかいう条件はありましたけど、詳しい設計図なしに発注すると。それも、ふだんでしたら施主、設計者、施工業者、大体三者に分かれとるですね。それが、施主がおって、設計者と施工業者が同一業者だという、ちょっとアンバランスといいますが、普通の状態とは違う状態で発注をしたというところにも、また一つ問題点があるんじゃないかと思います。</p> <p data-bbox="481 1261 1337 1496">ですから、設計図がないばかりに、いろいろ協議の上で、次にこうしたらいい、ああしたらいいということで事業を進めていかなければならなかったところに、一つの原因があったんじゃないかと推察いたします。</p> <p data-bbox="481 1529 1337 1899">それと、もう1点、これ、きょう、NECさんの云々ということでありましたけど、先ほど、中山町さんからもご質問がありましたように、次の業者に選定して、これと同等及びより以上のものが求められるのか、求められるのだったら、NECさんで上等ではないかと私は思っております。ですから、その点も含めてご回答願いたい。</p> <p data-bbox="509 1933 1337 1966">それと、プロポーザル方式、わけのわからぬと、私もわからぬの</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ですが、これ、選定委員が選定した業者ですので、この方々の責任はどうなるのか、これも一つお尋ねして、ご回答願いたい。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	はい、どうぞ。
和田局長	<p>ただいま、まず最初のご質問の設計図がないのが問題ではないのかということでございますけれども、詳細な設計はできませんので、そのためにこういうプロポーザル方式というような選定方式をとったわけでありまして。</p> <p>ただ、全く白紙の状態でご提案を求めたわけではございませんで、こちらから基本的な考え方とか、仕様は示して、それに基づいての提案があったわけですね。その基本的な考え方を示した中に、自設の光ファイバーを設置しないと、そういうネットワークに関する事項も入れてあります。</p> <p>今回、変更の申し出があった事項というのが、こちらが示した考え方にも触れる部分でありましたので、そういう点で、これが詳細な事項の変更とか、そういうことではなくて、やはり提案そのものの変更と、そうとらざるを得ないと考えております。</p> <p>それから、じゃあやめたら、次の業者でどうかということになりますけれども、これについては、今回、今のまま続けていいのかどうかと、そういう判断がまず必要でございます。</p> <p>それから、選定委員の責任はということになりますけれども、今回のこの問題については、提案内容が実行可能かどうかということは、確認した上で決定をして、その作業に着手しております。その</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>確認をした上で、なおかつその確認事項がやはり確認できてなかったという申し出でありますので、責任については、やはり業者側にあるのではないかと考えております。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>いわゆる評価委員の選定方も知りたいんですが。どういう形で選んだかということについて。評価委員。わからぬですか。</p>
大石委員	<p>それにつきましては、もう既に我々が承認しておりますので、内容については再び云々ということとはできんと思います。</p>
中村議長	<p>はい、わかりました。</p> <p>今の回答でご理解できたでしょうか。</p> <p>それでは、田中委員さん。</p>
田中委員	<p>一番に、NECの契約については、それぞれお三方のご意見と同じように、破棄することが適当だろうと思います。</p> <p>それに加えて、一つお聞きしたいと思うんですが、先ほど、いろんな関係の中で、3月1日に覚書をしたというような感じのお話があったと思います。</p> <p>それから、3月、4月、5月と、5月31日に内容変更の依頼があったということですが、既にこの3カ月間、それと自分とが恐らくこの提案をするまでの事前調査等、いろいろNECなりが四国電力の光ファイバーについて調査をしたと思うわけですが、それによって提案したであろうと思うし、またそれぞれの技術的な中で、</p>

発言者	議題・発言内容
<p>電算分科会</p> <p>向井会長</p>	<p>それだけの責任を持って提案した事項が、覚書後、3カ月後にそうではなかったというふうな事実が出てきております。</p> <p>そういうことは、この電子自治で、新市の中で、住民に住民票とか、最低のサービスをするために必要な時間的なものがおくれではいけないということで、法定協へ移行する前に覚書までした、まことに時間がないということで、それぞれの作業を厳しい中でしたと思うわけです。</p> <p>そういった中で、3カ月間もNECの中で細部の検討がいくまでに結論が出なかったということの責任と、またこれが、時期の問題は言うなというようなこともあったわけですが、果たして新市が誕生した場合に、私どもが想定しておりましたすべてのサービスができるか、またできないかにつきましても、大きな問題が出てこようと思います。そういったときの責任がNECにあるのか、またどこにあるのか、はっきりとある程度の明快な判断をしておかなければならないと思うわけですが、それにつきましては、どこに責任があるとか、現在の考え方なりでお考えを聞かせていただいたらと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>失礼します。電算分科会の向井と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>今、ご指摘いただきました内容の中のまず1点、3カ月間わからなかったのかというふうなことでございますけれども、我々、電算分科会という立場の中で、各業務につきましてのすり合わせ作業の</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>進捗管理というふうなことを主眼に置いた形での分科会を何回か開いておりました。</p> <p>その中で、ネットワークのご提案をいただいて、なおかつ、それについて、承認依頼というふうな形で公の文書が出てきたのは5月31日であると。</p> <p>ただ、それにつきまして、事前にご相談があったのかどうなのかというふうなことにしましては、5月31日の、すみません、はっきりした日にちは記憶しておりませんが、1週間程度前に電算分科会におきまして、こういった内容、四国電力のを借り入れる可能性は非常に薄いですというふうな形での、口頭での内容はご説明いただきました。</p> <p>そのときに、代替案というふうな形でのご説明は受けましたけれども、それにつきまして電算分科会が云々というふうな形につきましてのご回答は控えさせていただきまして、5月31日に正式な文書をいただいたというふうな形になっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それから、後段のご質問で、やはりやり直して間に合うのかとか、十分なシステムができるのかと、そういう心配があるということと、仮に今の業者を変えてできるのかと、そういうようなご心配もあると。合併の期日に間に合うのか、また、合併期日に十分な電算システムの構築ができて、サービスができるのかと、そういうご心配もおありかと思えます。</p> <p>そういうご心配があるということは十分踏まえまして、きょうの問題についての結論が出ましたら、その結論に基づいて、十分対策</p>

発言者	議題・発言内容
電算分科会	<p>をとりたいと考えております。</p>
向井会長	<p>すみません、先ほどの補足させていただけたらと思うんですけども、先ほど申しました電算分科会は、5月14日金曜日でございました。</p> <p>失礼いたしました。</p>
田中委員	<p>一番難しいところを、責任については一言も触れなんだわけで、ただ事実の日にちが5月14日ということだけですが、そこら辺の考え方なり、いろいろについては、今後、整理をした中で対応していただかなければ、それぞれの住民の方に負担をかけるだけで、何をしよったかの意味もないしという問題が出てくると思いますので、ある程度明快な、普通だれが考えてみても、どこかに責任があってこういう形になったということは出てくるわけなんです、その責任の所在をある程度はっきりした中での今後の交渉なり、契約破棄についての考えとか持っていかなければいけないのではないかと思いますので、お願いいたします。</p>
中村議長	<p>責任問題を問われますと、やはりNECと覚書を交わした私の責任であるわけですけども、これは可能であるという見通しの中で交わしてきたわけですから、この時期になって、実はできなんだがと、こういうことでございますので、我々としては、私としても心外このうえないわけでございます。</p> <p>代替案ももらっておりますけれども、そのものが見えるのかどう</p>

発言者	議題・発言内容
中嶋委員	<p>かというのは、今私たちとしては戸惑うておるんですよ。</p> <p>実際に、他の3社がおったわけですから、その人たちを排除して、このNECを選んだ責任がありますから、もう一度原点に戻らなったら、このことの変更もなかなか難しいかなと思っておるんですが、そのNECが今日までにとったことについて、皆さん方が、それでもNECを捨てと言うのか、そのあたりも含めてご意見を聞きたいということであります。</p> <p>はい、中嶋さん、どうぞ。</p> <p>この問題についてどうするかということだけで言えと言われましたから、あのようなことを言ったんですが、今後のことも含めてであるのであれば、これは完全に白紙ですから、とてもじゃないが、あのような業者を入れたら、住民にどう説明するか。できませんよ、これは。もう資格ないと私は思っています。</p> <p>私も古い人間ですから、道でしか例えようがございませぬが、確かに3市町は合併するときにはつないでおかぬといけません。これは道路で例えれば、将来を見越して、より量の多い、より早い、いわゆる片側3車線の道でつなごうととったと私は思うんです、将来に備えて。それはいいことだと思うんです。</p> <p>しかし、その見込みがなくなっただけですから、これはそうかといってやめるわけにもいかず、一本道も困りますけど、最少の、片側1車線の道でもいいというような感じでつながないといけないと思うんです。私はそういう方向で進んでもらいたい。</p> <p>以上でございます。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>皆さん、1人ずつご意見を吐いてくれませんか。</p> <p>はい、どうぞ、亀井委員。</p>
亀井委員	<p>今、会長さんの方が、副会長と3人にあと任せてくれというようなご発言もあったんですけども、これはNECをどうするかということについてですか。</p>
中村議長	<p>そうです。</p>
亀井委員	<p>先ほど、いろんなご意見出てますし、恐らく覚書、今さっき事務局確認したら、覚書の肩書は、伊予市長、中山町長、双海町長の名前ということになっとなすよね、協議会長名ではないんですよ。</p> <p>ですから、最終的に協議会でどうのこうの、決議は要らぬのかもしれぬんですけども、今回のNEC問題、最初からいろいろございまして、非常にいろんな話、うわさも出る中でありましたんで、できましたら、3首長さんにおいても、後でわしらに任せ言うよりは、協議会である程度の方向をつけとかんと、逆にしんどいんじゃないかというような気もするんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。</p> <p>いろんなご意見もある中でございますので、非常に難しいと思うんですけど。</p>
中村議長	<p>私が申し上げましたのは、全員の皆さん方のご意見を聞かせていただいて、その中で最大公約数の方向で進むべきであろうという</p>

発言者	議題・発言内容
岡田（博）委員	<p>思いもありまして、いつまでもこのことで長引かすわけにもいかぬし、全員が寄ることもなかなか、毎回というわけにはいかぬでしょう。</p> <p>そういうこともあって、どうでしょうかということのをさっき提案したわけですが、このことは別にとめなくてもいいです。最後にまたお諮りいたしますから。</p> <p>とにかく、今はこういう現状の中でどうすべきかということのご意見を、ぜひひとつ、各委員さん方のお気持ちを率直に聞かせてもらいたいと思います。</p> <p>ご発言のなかった方、どうぞ。</p> <p>岡田委員さん。</p> <p>私どもといたしましても、覚書の第6条にも書いておりますように、それと入札のときの仕様書にもあります自営でのケーブル敷設は行わないと、こういう仕様書にも違反しておりますので、この際は、後のことを思うと、一抹どころやなしに、しゃんとした不安は残りますけど、この契約は一たんここで白紙に戻すという意見があります。</p>
中村議長	<p>岡田委員さん。</p>
岡田（清）委員	<p>まず1点、光ファイバーというのは、10何年前に非常に脚光を浴びたもので、電送方式というのはいろいろあるわけですが、光ファイバーというのは、メーカー側が有利であって、電送速度が早い、そういうようなことから、小容量でもって多くの資料が送れる</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>というメリットがあるんで、企業側が有利であって、しかも電送が速やかに、スピードよく電送したいようなところへ光ファイバーが採用されやすい。</p> <p>ほかのファイバーとの差というのがどれだけあるのかいうことを、皆さんにもやっぱり理解はしてもらわないかんのではないかと。</p> <p>今のところでいったら、説明を聞いた中では、受信側の制御機ですか、あれがコンピューター側についとると、光ファイバー側についてないのと電送側についとるとの違いがあると、そういうふうなことは聞いたんですね。そこらでの情報漏れとかいうのが防止されるのか、されないのかという感じはありますけれども、電送方式の有利さというのを、まず一つは事務局の方で説明をしてほしいなということと、NECが採用してある光ファイバーを末端まで引こうとすると、これは大変なことになると思うんです。</p> <p>例えば、やはり本局があって、支所があって、公民館サイドからも引きます、何個も引きますいうたら、全部光ファイバーにしないかんわけですけども、現在、そんなところまでに光ファイバーが設置されとるはずがないんです。長距離電送のところには光ファイバーが設置されとるんであって、末端まで光ファイバーでやりますいう条件すら、非常に問題が多いんじゃないかと思うんです。</p> <p>だから、そういうことを考えて、プロポーザル方式をとったけども、2番手と1番手との差がそれほどなければ、光ファイバーがだめだということになれば、2番手の方がむしろ有利かもしれないわけです、総合的にいうたら。</p> <p>そしたら、ここで考え方としては、NECさんは契約にミスが</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>あったんだ。それなら、プロポーザルのところでも遜色のない2番手を選ぶべきだと、こういうふうな考え方を持って、私はいいいんじゃないかと思う。何もそれで間違いじゃない。</p> <p>ましてや、光ファイバーを特定で引きますというたら、年間に450万も占有料いうんですか、電柱の使用料取られます。これは、一度契約で、1回で終わるんならいざ知らず、毎年450万ずつ借金抱えたようなもんで払わないかん。こんな設備投資というのは問題があるんじゃないかと思います。</p> <p>後々まで尾を引くと思うので、私は総合的に評価して、2番手の方を選んでもいいんじゃないかと、このように思います。</p> <p>今、岡田さんがおっしゃった中で、一つは、たとえ四国電力の光ファイバー使っても、その使用料は要るんですよ。ですから、そのことだけは、ただではないということだけは。だから、誤解がないように。</p> <p>はい、どうぞ。井上さん。</p>
井上委員	<p>私も、3月1日、覚書の締結をされておるようですが、その時点では、まだ委員ではなかったんで、詳しいことはわからぬのですが、今になってNECさんが四電の光ファイバーが使えないということでありますので、これはルール違反ではないかと思っております。</p> <p>そやから、覚書の締結を白紙にさせていただきまして、新たに入札、それをさせていただきたいと思っております。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	ご発言されてない方、どうぞ。はい、どうぞ。
西岡委員	<p>私も、この件につきましては、どうもキツネにつままれたようなお話でして、と申しますのも、NECさんが合併協議会の趣旨を理解して、そして、このような方法でやってはどうかというような提案をしてきた中で、四国電力さんの光ファイバーを使用することが今後において非常にいいと、その点を事務局も評価して、そしてNECさんにプロポーザル方式で選定をしたと、こういうことやと思います。</p> <p>そのNECさんともあろうものが、光ファイバーを使うのに、事前に電力さんとも、かなりそのあたりは話をしてあって当然のことであって、そのことを怠って提案してくるということが考えられないのですが、この点が非常に私は不審に思うんです。</p> <p>だから、3カ月もたって、またどうとかこうとかいうより、まず当然提案するときに、それこそきちっと担当者がだめ詰めをして、きちっとそこらあたりの、それこそ空芯ではない、ちゃんと使えるということが確認されて、そして提案をして採用になったということやと思うんですよ。</p> <p>そうじゃなかったら、こんな言い方したら非常に悪いかもしれないが、技術的なことで評価を得るために、早い話、言葉悪いけれども、作り話みたいなことをやって、そしてまず自分がまいた権利をとつといて、それから、これができないから次の代替を持ってきたと、こういうふうに理解されても私は仕方ないと、皆さん、そう思っとるんじゃないかと思えますよ、ほとんどの方は。言われんけれども、ほとんどそう思っとる、そういう意味においては、まさにこ</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>れは我々を欺くというような、まことにけしからん行動であると、このように思います。</p> <p>したがって、いまだにこれ、どうしたんか、私理解できませんが、NECさんのことについては、もう全く語るに足りないというような理解の仕方をしております。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>女性の皆さん、ご発言がいただけたら。</p> <p>上岡委員さん。</p>
上岡委員	<p>失礼します。</p> <p>覚書であっても、やはり初めと違った形での提案になってきておりますので、私も皆様と同様、白紙にして考えていただきたいなと思います。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>はい。</p>
富岡委員	<p>私も同感でございます。</p>
中村議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>安田さんは。</p>
安田委員	<p>今までのお話を聞かせていただいて、私は、NECさんと、それから他の会社の方との、同じことであれば、今までだまされたよ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>うな形にはなっても、NECさんも検討してもいいんじゃないかと、私は思ってます。</p> <p>もう新市になるまでの時間がございませんから、早く決められて、そしてスタートされたら一番いいんじゃないかと思います。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>はい、ちょっと確認しときますよ。</p> <p>別の提案を利用したらどうかということですか、NECの。</p>
安田委員	<p>いえ、私といたしましては、NECさんにいうんじゃなくて、他の会社とも一応提出していただいて、その上で決められたらいかがでしょうか。</p>
中村議長	<p>はい、わかりました。ありがとうございました。</p> <p>もうご発言がないのは、矢野さん。</p>
矢野委員	<p>私も覚書のときの締結案も白紙に返していただきたい。</p> <p>今後の業者の選定においても、もうNECさんは外して選定していただきたい。ここまで混乱させた責任が大いにあると、このように感じます。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>皆さんそれぞれのお気持ちをお聞かせいただきました。</p> <p>どうぞ、はい。</p>

発言者	議題・発言内容
大石委員	<p>NECさんに対する風当たりが非常に強いということは理解できるんですが、次の業者の選定に当たって、恐らく今のような方式でいけば、同じ結果が生まれるおそれもなきにしもあらずです。</p> <p>ですから、事務局としましても、同じ轍を踏まないように、新たな方法で設計をきちんとするとか、プロポーザル方式なんかいう、わけのわからぬような方式をとらずと、きちんとした、できるだけしっかりした設計図をかいて発注するというようなことにご留意願いたい。</p> <p>それと、もう一つ要望しておきます。</p> <p>今後、時間がないとか何とかいうて、焦らないかんというような理由で、安易な妥協をしてもらいたくない。できるだけ時間内で立派な方式で完成を目指してもらいたい。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>今、大石委員さんがおっしゃったことは、だれもの願いでございますので、皆で努力をしていきたいと思えます。</p> <p>もう大方の皆さん方が、NECの契約違反であるというご意見のようでございますので、今後、再度NEC側にどのようなお考えであるかということも含めまして協議をしていきたいと思えます。</p> <p>先ほど、お任せくださいと言ったわけでございますけれども、できるだけ皆さん方のご意見を踏まえながらまとめていきたいと思えますので、よろしく願いたいと思えます。</p>
和田局長	<p>先ほど、亀井委員からも、会長、副会長に任せるという点で、首長ということではないかというような指摘もあったかと思うんで</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>すけど、ちょっとそのあたり、法的な面で確認をさせていただくことになると思います。</p> <p>この席ですので、今、議長は会長、副会長というような言葉を使ったわけですが、この電算構築は、3市町の共同事業であります。大石委員からも、議会の議決も要するというような話もありましたけども、3市町の共同事業ということでございまして、この協議会においては、その構築に当たって、合併に際してどうするかという方向づけをしていただくという場でございまして、その方針に従って3市町が共同で事業をするものでございますので、そういう意味で、法的に判断の権限は首長にあると、そういう意味で3首長に最終的にはお任せくださいと。</p> <p>その判断のよりどころとして、この協議会の委員さんのご意見を反映したいと、そういうことになるかと思っておりますので、その点ご理解をいただいといたらと思えます。</p>
中村議長	<p>ということで、私が先ほど申し上げたのは、ちょっと越権かもしれないんですが、できるだけ皆さん方にお諮りをしながらまとめていきたいと思えます。</p>
	<p>この電算問題については、これぐらいで打ち切りたいと思えます。</p>
	<p>はい。</p>
西岡委員	<p>電算問題、最後にちょっと、きょうはNECのことについて議長が問われたわけですがけれども、またこれを白紙に戻して、どういう形であれ、選定をしてやっていくと。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>しかし、事務局の説明を聞きますと、この構築には1年半程度の時間がかかるというようなことを聞いております。</p> <p>そうすると、合併が17年3月末ということでございますので、このあたり、果たして大丈夫かなというのが私の偽らざる気持ちでございます。恐らく、何らかの、今の形の上に乗せたような、とりあえずの形になるんじゃないだろうか、私ようわかりませんが、その点をちょっと危惧しておることをお話ししておきます。</p> <p>そのことにつきましても、また後日ご説明をして、それぞれの地域の皆さん、住民の皆さん方に不安を与えないように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>それでは、その他の件についてはそれで終わりにして、第4回協議の日程についてお諮りしておきたいと思っております。</p> <p>はい、事務局。</p>
和田局長	<p>会議資料の方は22ページになりますけれども、申し合わせで、毎月第2木曜日というようなことで会議をすることにしておりますけれども、協議事項がたくさんございますので、次回につきましては、申し合わせですと7月8日ですけれども、その前に、6月下旬あたりになるかと思っております、また具体的な日程につきましては調整しておりませんけれども、6月下旬に一度やらせていただきたいと思いますと考えております。また、資料等の調整ができましたらご案内をさせていただきたいと考えております。</p> <p>会場につきましても、順次持ち回りということですので、できれば中山町で調整したいと考えておりますので、よろしくお願ひいた</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>します。</p> <p>このようなことで、今月下旬にもう一度開きたいということでございますので、その点もご理解をいただきたいと思います。</p> <p>以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>会議録署名の委員さんには、会議録が調整できました段階でご署名をお願い申し上げたいと思います。</p> <p>以上にて散会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
坪内主任	<p>これもちまして、第3回の会議を終了いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 16 年 7 月 8 日

会議録署名委員

西岡 義雄

会議録署名委員

高橋 敏